

(たき火)

第26条 引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の近くにおいては、たき火(ある区域内の草木等を焼却するために行う草焼き、野焼き、あぜ焼き等の行為(以下「草焼き等」という。))を含む。以下同じ。)をしてはならない。(お)

2 たき火をする場合においては、他に燃え移るおそれがないことを確かめるとともに、消火に必要な器具等の準備その他火災予防上必要な措置を講じなければならない。(お)

3 草焼き等を行う場合は、乾燥注意報又は強風注意報の発令がある等、火災が発生しやすい気象状況にあるかどうかを確認し、火災が発生しやすい状況にある場合は、これを中止するように努めなければならない。(お)(す)

条則

(たき火の火災予防上必要な措置)

第8条 条例第26条第2項に規定する消火に必要な器具等の準備その他火災予防上必要な措置は、次の各号に定めるところによる。

- (1) たき火の位置は、引火性又は爆発性の物品から20メートル、建築物、工作物又は可燃物から5メートル以上離れた位置とすること。
- (2) 常時たき火をする場合は、土坑又は不燃性の容器の中で行うこと。
- (3) たき火をする位置には、監視人を置くこと。
- (4) たき火をする位置には、8リットル入り水バケツ(山林、原野にあつてはスコップ等)を2個以上準備して置くこと。
- (5) たき火の終了後は、残火を完全に消火すること。(あ)(う)(え)

【解説】

本条は、可燃物の近くではたき火をしてはならないこと及びたき火をする際の必要な措置を規定したものである。なお、本条は、平常時の気象時におけるたき火の制限についての一般的な規定であり、第30条は、異常気象時における火気の制限を規定した特別規定である。

1 第1項

- (1) 「可燃物」とは、すべての燃えやすいものを総称している。したがって、建築物、工作物の可燃性の部分を含む。(条則第8条第1号でいう「建築物、工作物」は、耐火建築物等の場合で、可燃性の部分がない場合は該当しない。)
- (2) 「たき火」とは、火を使用する設備、器具を用いなくて又はこれらの設備、器具による場合でも、本来の使用法によらないで火をたく形態を一般的にいう。
- (3) 「可燃物の近く」とは、たき火の規模、可燃物の性状、気象条件等により実体的に判断するものである。

2 第2項

「火災予防上必要な措置」とは、条則第8条各号に掲げる措置をいい、火災とまぎらわしい煙又

は火災を発するおそれのあるとき火の場合は、条例第57条第1項の規定により届出が必要となる。